

新しいマーケット獲得を支援する健康運動サービスの第3者認証制度

アクティブレジャー

認証制度のご案内

この認証制度は、経済産業省の平成26年度健康寿命延伸産業創出推進事業により構築されました。

受託団体:「健康マネジメント標準コンソーシアム」(代表団体・日本規格協会、コスモプラン、日本総合健診医学会)

アクティブレジャー

好きなことを続けて健康にもなれる

新しい健康づくりの形



ActiveLeisure

◆アクティブレジャー認証のお問い合わせ先◆

一般財団法人
日本規格協会
Japanese Standards Association

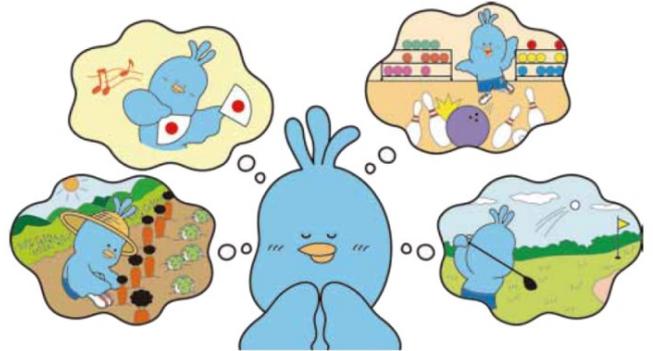
一般財団法人日本規格協会ヘルスケアサービスプロジェクトチーム
〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル9階
TEL: 03-4231-8521 Fax: 03-4231-8668
ホームページ: <http://www.jsa.or.jp/>

アクティブレジャーってなんだろう？

厚生労働省の調査によれば、国民のおよそ7割は、運動習慣がありません。また健康意識に対する調査では半数の人々は健康のために何も実践していません。さらに、健康のための支出額は月平均約3000円に過ぎない現状があります。その一方、2014年レジャー白書(日本生産性本部)によれば、ゴルフや社交ダンス、日本踊り、旅行などの趣味には年間平均10万円ほどの支出がされています。

健康のためには積極的行動をしない大多数の国民、運動習慣がない7割へアプローチをする健康運動サービスが「アクティブレジャー」であり、ヘルスケアにおける大きなマーケット獲得の可能性を秘めています。マーケット獲得のためには、「健康のために努力する世界」ではなく、利用者が「好きだからやりたい、やってみたい」という内発的動機付けにより能動的に体を動かす世界、すなわち「好きなことを続けた結果、健康も得られる世界」が必要です。「アクティブレジャー」はこうした世界を実現させ、多くの国民に運動の習慣化を促す新しいサービスです。

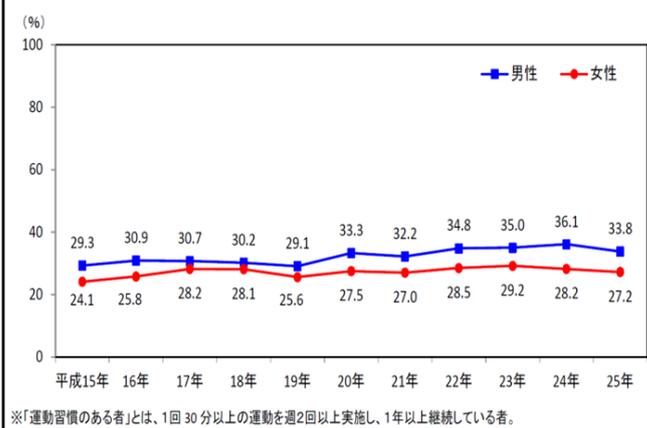
好きなことを続けた結果、健康も得られる世界がアクティブレジャー



楽しくってイキイキできる
アクティブレジャー
ワクワクできること、探してみよう!

国民の健康意識と運動習慣の現状

図10-1 運動習慣のある者の割合の年次推移(20歳以上)(平成15~25年)



出典:厚生省「国民健康・栄養調査(平成25年)」

健康行動

1カ月に自身の健康のための出費してもよいと考える金額、実際の出費額についてみると、出費してもよいと考える金額は平均3,908円であり、**実際の出費額は平均3,049円**であった。なお、ここでいう「健康のための出費」とは、いわゆる健康食品やドリンク剤、運動・フィットネスのための施設利用料や運動・健康器具の購入費のことであり、医療費・介護費・薬剤費は含めていない。

Q16.あなたは1カ月間にご自身の健康のためにいくらくらいまで出費してもよいとお考えですか。また、あなたは最近の1カ月間に実際にはいくらくらい出費しましたか。

	0円	1円~999円	1,000円~4,999円	5,000円~9,999円	10,000円以上
1.出費してもよいと考える額(n=5000)	10.6	14.5	45.1	20.1	9.8
2.実際に出費している額(n=5000)	27.9	16.4	32.4	13.5	9.8

出典「健康意識に関する調査」2014年 厚生省

アクティブレジャーは、健康運動サービスに必要な「安全」・「効果」の担保に加え、継続的な利用を促す魅力ある商品づくりと、利用者の“好き”をさらに後押しする仕組みをもった、高品質のサービスです。「好きだからやりたい、やってみたい」という気持ちをくすぐるアクティブレジャーの題材は、趣味やお稽古でやっていること、または農業、舞踊等一度はやってみたかったことなど、体を動かすことであれば、どんなものでも対象になりえます。本物の美しさ・楽しさを知っているその道のプロと、健康運動のプロのコラボレーションが、より魅力的なアクティブレジャーを生み出します。

◆これまでにアクティブレジャーとして登録された商品の題材:

琉球舞踊、バレエ、ゴルフ、ボウリング、ボイストレーニング、水中でのフットサル・・・



【アクティブレジャーの定義】

短期間または期間限定の運動実施による疾病予防・介護予防、健康の維持・増進の効果のみを目的とした健康運動サービスではなく、運動習慣の有無や健康意識の程度によらず、利用者の運動の習慣化を図り、結果として疾病予防・介護予防及び健康維持・増進につながる積極的な身体活動を伴うもので、アクティブレジャー商品とその提供プロセスにより、「安全」・「効果」・「サービス一般に求められる品質」の担保に加え、利用者が継続的に利用する魅力のある価値も提供できる健康寿命の延伸を目的とした健康運動サービス。

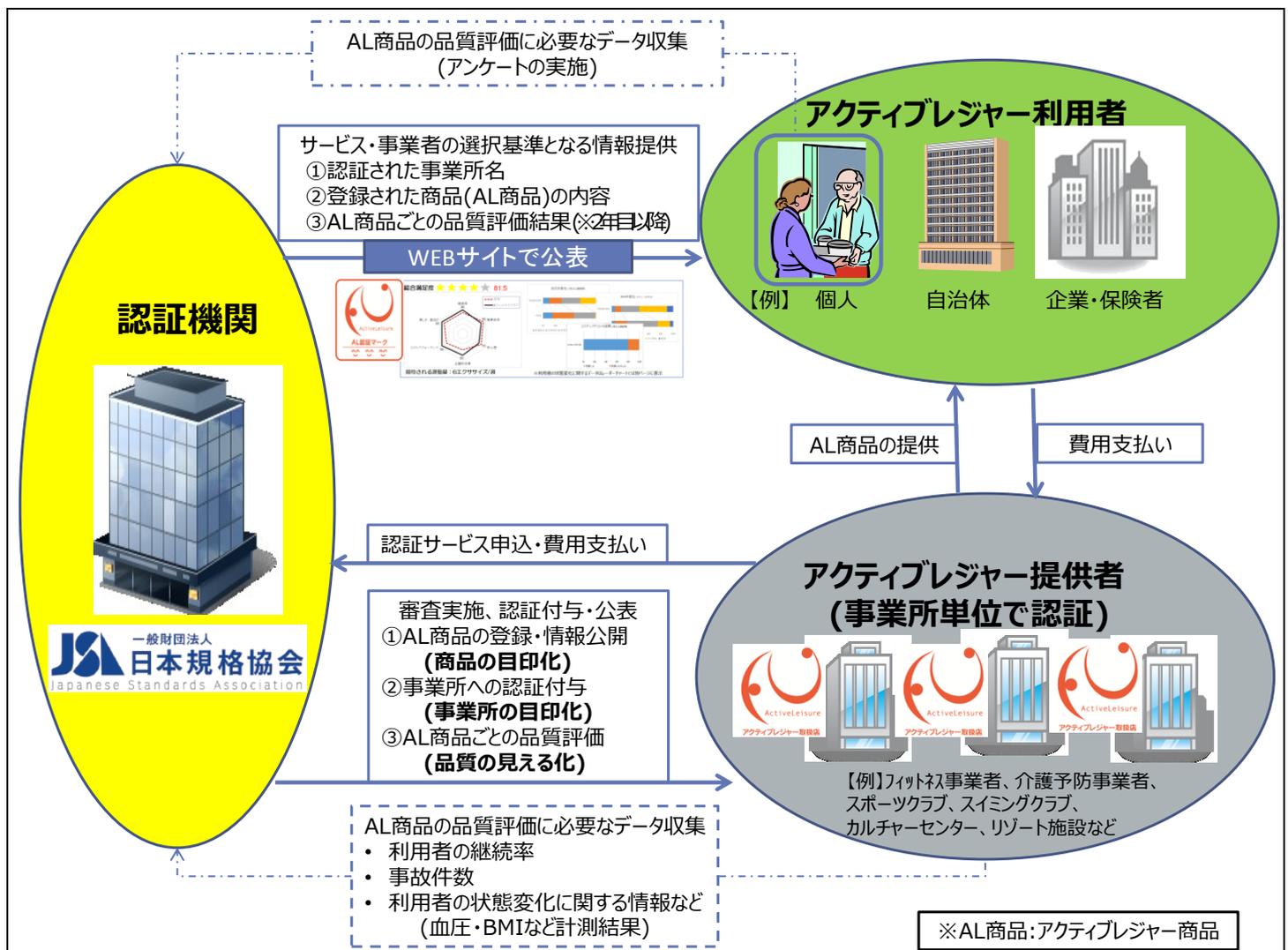
アクティブレジャー認証制度とは

国が進める成長戦略の一つの柱として、国民の健康寿命延伸が取り上げられ、内閣府に設置された次世代ヘルスケア産業協議会を中心に、各省庁が連携し各施策が推進されています。この協議会の検討分科会(WG)の品質評価WGの検討結果を踏まえ、平成26年6月、協議会の中間とりまとめでは、健康運動サービスの利用促進のために、品質評価の仕組みを構築することが望ましく、施設などの外形要件だけでなく、利用結果に対する評価も組み込んだ認証制度設計が必要であるとの検討結果が示されました。

アクティブレジャー認証制度は、これを踏まえて、経済産業省の平成26年度健康寿命延伸産業創出推進事業の一環として実施された「疾病予防向けアクティブレジャー事業者の品質評価・認証事業」(受託団体:「健康マネジメント標準コンソーシアム(代表団体・日本規格協会)」)により構築されました。このモデル事業の中で、すでに12の認証事業所と18のアクティブレジャー商品が生まれています。

● 認証制度のしくみ

認証機関である日本規格協会が、アクティブレジャーを提供する事業者を対象としてサービスを提供します。認証単位は事業所、いわゆる店舗です。認証された事業所と、登録されたアクティブレジャー商品にそれぞれマークを付与し、個人はもとより、市町村や保険者様等からも認証事業所を活用いただくことを狙いとしています。商品登録後、1年以上経過した商品は品質評価の対象となり、商品ごとの評価結果がWEBサイトを通じて公表されます。



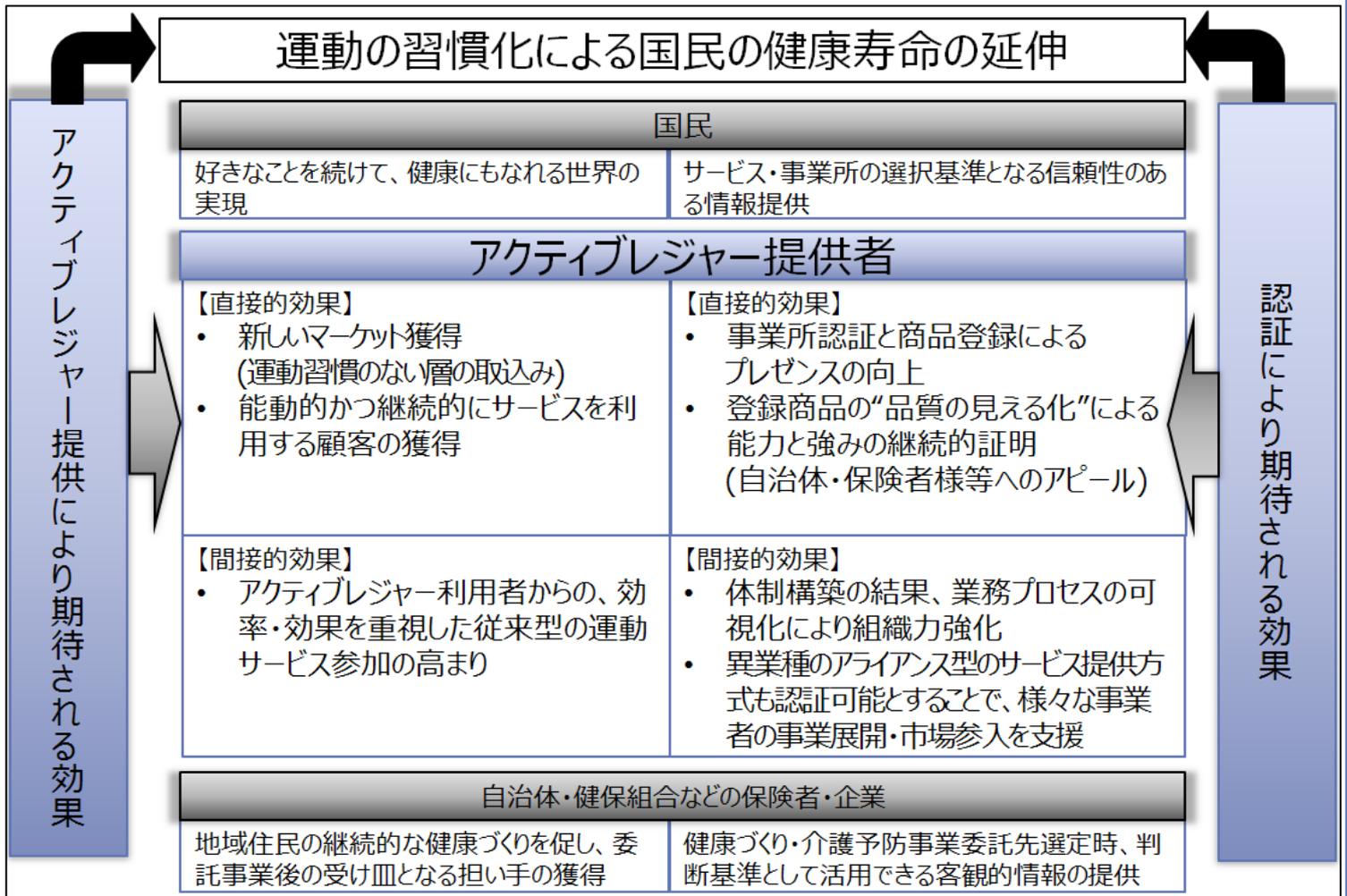
- 認証対象: アクティブレジャー商品を提供する法人格を有した事業者(業種・事業規模の制限はありません。)
- 認証単位: 事業所
※利用者に対する告知・受付・商品提供などの各種業務を実施・管理する拠点。いわゆる店舗が該当します。
- 認証範囲: アクティブレジャー商品、アクティブレジャー商品提供者(事業所)
※ アクティブレジャー商品は、社外の施設や屋外を使った内容でも登録可能です。
※ 商品開発や商品提供において外部パートナーとの連携によってサービス提供を行う場合も、認証可能です。

● アクティブレジャーと認証制度の価値

アクティブレジャーは、運動習慣がない国民のおよそ7割の方々を取り込むための新しいアプローチです。

アクティブレジャー認証制度は、アクティブレジャー商品の登録と事業所への認証付与によって、事業者と商品のプレゼンスを向上させます。さらに、アクティブレジャー商品の品質評価結果を公表することで、健康づくりや介護予防事業を行う市町村や健保組合などの保険者様等に対し、委託事業の担い手として自社の強みを証明できます。期間限定で行われる市町村の委託事業では、できるかぎり多くの対象者に運動のきっかけを与え、少しでも運動習慣を持たせることが課題になっています。運動習慣がない人々にアプローチでき、委託事業終了後も自主的な利用が見込まれるアクティブレジャーに期待が寄せられています。認証制度は、こうした事業者の事業拡大・強化、市場参入を支援します。

また、アクティブレジャーは、他分野事業者とのアライアンスにより、強みを生かした新しい商品づくりの可能性が高まります。認証基準に基づいた体制構築をきっかけとして、業務プロセスの可視化がなされ、マネジメント力・組織力の向上が期待されます。

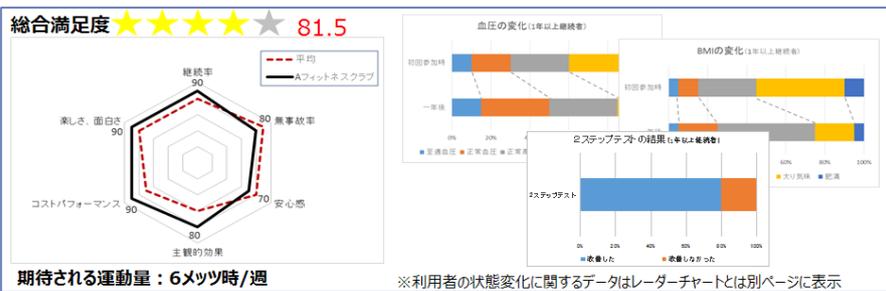


● 評価と公表のしくみ

アクティブレジャー認証制度は、2段階の品質評価制度と公表の仕組みをもっています。

初回審査では、事業者のサービス提供能力の評価と、アクティブレジャー商品の登録を行います。認証を事業所に付与し、アクティブレジャー商品の登録を行い、公表することによりプレゼンスを向上させます(目印化)。

2年目のサーベイランス以降は、商品ごとの提供結果を評価し公表することで、組織の強みを継続的に証明するツールを提供します(サービス品質の見える化)。

		初回審査(1年目)	サーベイランス(2年目以降、毎年1回受審)
各段階の品質評価と目的		<div style="text-align: center;"> <p>事業所のサービス提供能力の評価・アクティブレジャー商品の登録</p> <p>↓</p> <p>事業所・商品の目印化(事業所・商品のプレゼンス向上)</p> <p>↓</p> <p>サービス提供結果の評価</p> <p>↓</p> <p>サービス品質の見える化(組織の強みを継続的に証明)</p> </div>	
AL商品	商品マーク(登録AL商品に対して使用可)		
	公表情報	登録商品内容・開催要領などをWEB上で公開	<p>①登録された商品内容・開催要領などをWEB上で公開</p> <p>②登録商品ごとに、利用結果の情報から品質を評価し、WEB上で公表</p> <div style="text-align: center;">  <p>品質評価結果の公表(見える化)イメージ</p> </div>
AL提供者	事業所マーク(認証事業所に対して使用可)		
	公表情報	認証された事業所名を公表	

● アクティブレジャーの認証基準

「ヘルスケアサービスの品質保証—アクティブレジャー提供者に対する要求事項—」は、大きく3つの内容を規定しています。

① アクティブレジャー商品の設計基準

アクティブレジャー商品は商品類型として、「生活習慣病予防向け」「介護予防向け」の2つを設けています。いずれの商品も、安全・継続・効果の観点から、単発のイベント開催ではなく定期開催方式をとること、運動強度は中等度を上限とすることなどを共通の要件としています。

商品類型	主な設計基準
「生活習慣病予防向け商品」	一定の運動量を確保し、有酸素運動を主とした内容で構成
「介護予防向け商品」	レジスタンス運動(筋力トレーニング)とストレッチング(柔軟運動)を主として、下肢を対象とした内容を必須として構成

② アクティブレジャー提供者として構築すべき体制・運営管理の仕組み

事業所の能力評価を行うために、アクティブレジャー提供者として構築すべき体制・運営管理の仕組みを定めています。体制構築に当たっては各業務の手順や、業務実施結果の出来映えを判断するための管理点・基準を決定する必要があります。また、提供方法を継続的に改善できるようにするため、商品設計・提供～結果の評価～改善まで、PDCA 構造で規定しています。具体的な要求事項の内容は次の通りです。

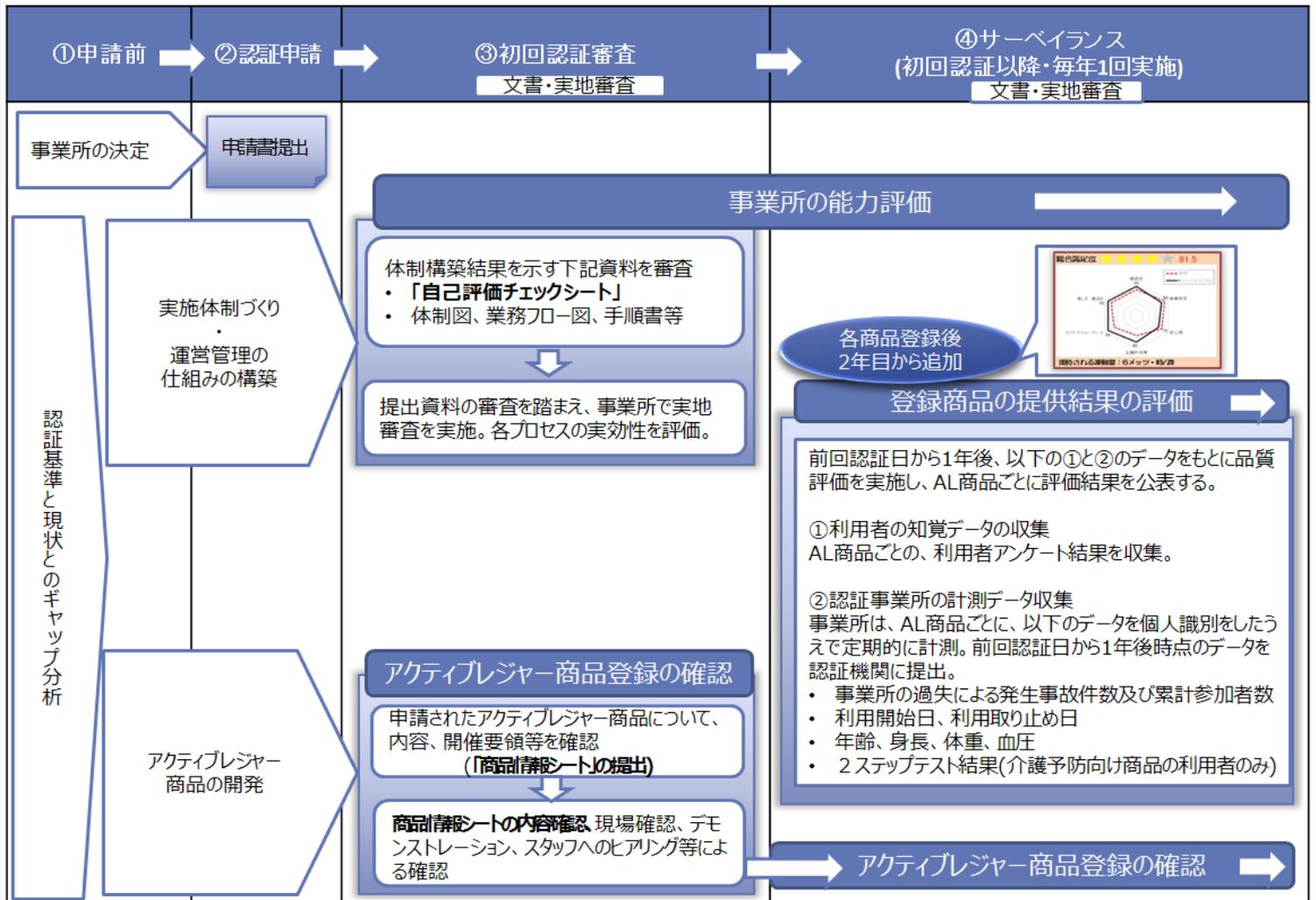
アクティブレジャーの4つの品質特性	主な要求事項の内容
サービス産業における一般的要求事項	サービス提供スタッフの接遇など、サービス提供時の信頼性・反応性・確実性・共感性・有形性を実現する仕組みがあるか。
継続性	運動習慣のない人々に対し、運動を始めるきっかけを与えうる魅力ある商品設計の仕組みがあるか。 サービス提供時に内発的動機付けを醸成する行為を実施する仕組みがあるか。 ※内発的動機付けを醸成するもの=自己効力感・自主性・有能感・関係性
効果	運動量など効果面での要件を満たした商品設計がされているか。 顧客に約束した効果(心理的効果も含む)を認識させる仕組みがあるか。 告知の際に、合理的な根拠のない効能・効果の発生を想起させる表現をしていないか。
安全性	運動強度など、安全面での要件を満たした商品設計がされているか。 健康状態・リスクの有無を把握し、安全に提供できる仕組みがあるか。 提供中の安全管理、設備・用具の管理、緊急事態の対応等の仕組みがあるか。

③ アクティブレジャー商品の品質評価実施に必要なデータの提供

サービス品質評価の指標は、大きく「サービス一般品質」「継続性」「安全性」「効果」の4つ区分で構成しています。具体的な評価項目としては、次の8つの評価項目があります。評価は、利用者に対するアンケート結果の収集、事業者の計測データの収集によって行います。

評価の柱	評価項目	評価方法
サービス一般	①楽しさ・面白さ	知覚評価
	②コストパフォーマンス	知覚評価
継続性	③継続率	計量値評価
安全性	④提供者の過失による事故発生率	計量値評価
	⑤利用者安心感	知覚評価
効果	⑥主観的効果	知覚評価
	⑦期待される運動量(1週間当たりのメッツ時)	商品設計段階での運動量
	⑧利用者の状態変化に関するデータ ・生活習慣病予防向け商品(血圧、身長、体重) ・介護予防向け商品(血圧、身長、体重、2ステップテスト結果)	計量値評価

● 認証スキームとフロー



①申請前(認証を受けていただく前の準備事項)

認証基準を確認し、現状とのギャップを分析し、審査時期までに必要な体制整備を完了させてください。また、審査時には、登録申請するアクティブレジャー商品の確認を行いますので、実地審査でデモンストレーションができるように準備をしてください。

②認証申請

アクティブレジャーの認証を受けようとする事業者は、以下の内容を申請書(指定様式)に記入し、認証機関へ提出をしてください。

- 認証対象とする組織(事業所)
- 登録申請するアクティブレジャー商品名
- 希望審査時期

申請書を受理した後、本認証サービスに関する合意書、「自己評価チェックシート」、「商品情報シート」の様式等を送付します。また、実地審査までに希望審査時期に基づいてスケジュールを調整し、審査計画書を事前に送付します。

体制構築の結果は、「自己評価チェックシート」に記載し、アクティブレジャー商品の内容は「商品情報シート」に記載してください。下記資料を審査前にご提出いただけます。

【審査前にご提出いただく資料類】

- 「自己評価チェックシート」(指定様式)
- 体制図、業務フロー図、手順書(任意様式)
- 「商品情報シート」(指定様式)

③初回認証審査

初回認証審査は、事前の文書審査を踏まえ、次の2点を対象として事業所での実地審査を行います。

- 事業所にアクティブレジャーを提供できる能力があるかの評価
- 登録申請するアクティブティブレジャー商品が認証基準を満たしているかの確認

アクティブレジャー提供能力の評価は、構築された体制や運営管理の仕組みが認証基準に適合しているか、実効性が担保されているかを中心に審査します。アクティブレジャーの提供に必要な業務機能(例えば商品の設計等)が申請事業所以外の事業所で実施されている場合は、その部署も審査の対象になります。また、社外インストラクターなど外部パートナーがサービス提供に関わる場合も、審査の対象となります。

初回認証審査におけるアクティブティブレジャー商品の登録確認は、商品情報シートの内容確認、現場確認、デモンストレーション結果の評価、スタッフへのヒアリング等によって行います。

認証基準を満たしていない等の状況が判明し、審査チームが指摘事項を検出した場合、是正処置を実施いただきます。是正処置完了の確認のため、現地訪問が必要となるケースもあります。

審査の結果を踏まえ、認証可と判定された事業所には認証を付与し、登録された商品内容・開催要領などをWEBサイトで公開します。

④サーベイランス

初回認証から毎年一回、サーベイランス(維持審査)を実施します。初回認証審査と同様に文書審査と実地審査で実施します。

各回のサーベイランス時点で、商品登録から1年以上経過した商品が、品質評価の対象となります。認証機関は、以下の①と②のデータを収集し、商品ごとに品質評価を行い、その結果をWEBサイトで公表します。

【品質評価に必要なデータ】

①利用者の知覚データ

AL商品ごとに、利用者にアンケートを実施。

②認証事業者が計測したデータ

AL商品ごとに、以下のデータを個人識別し定期的に計測。前回認証日から1年後時点のデータを認証機関に提出。

- 事業所の過失による発生事故件数及び累計参加者数(前回認証日から少なくとも1年後ごとに測定)
- 利用開始日、利用取り止め日
- 年齢、身長、体重、血圧(利用開始時点、前回認証日から少なくとも1年後ごとに測定)
- 2ステップテスト結果(介護予防向け商品の利用者のみ)

サーベイランスでは、初回審査と同様に事前資料を提出いただきます(サーベイランス実施時点での情報に更新)。サーベイランスにおけるアクティブレジャー提供能力の評価では、登録されたアクティブレジャー商品の品質評価結果を踏まえ、サービス提供のための運営管理に対する改善を重視した観点で審査を行い、運営管理の実施状況を継続的に評価します。

※商品の追加登録申請について

アクティブレジャー商品の追加登録申請は、随時受付いたします。申請を受理次第、商品情報シートの内容確認等により登録決定を行います。



日本規格協会とは・・・昭和20年設立の財団法人で、工業製品分野から組織の運営管理に関する分野まで、幅広い分野の標準化活動(ルールや仕組みづくり)を実施・支援しています。JISやISOなどの国内外の規格開発、規格の普及活動(出版事業)、規格を認証基準とした適合性評価(審査登録事業)、管理技術の教育訓練(研修事業・品質管理検定試験)などの事業を通じ、社会基盤整備と産業の発展に寄与することを目的として活動しています。